

● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

» » » » » » » » 令和 8 年 5 月 号 « « « « « « « «

★令和 8 年度税制改正★

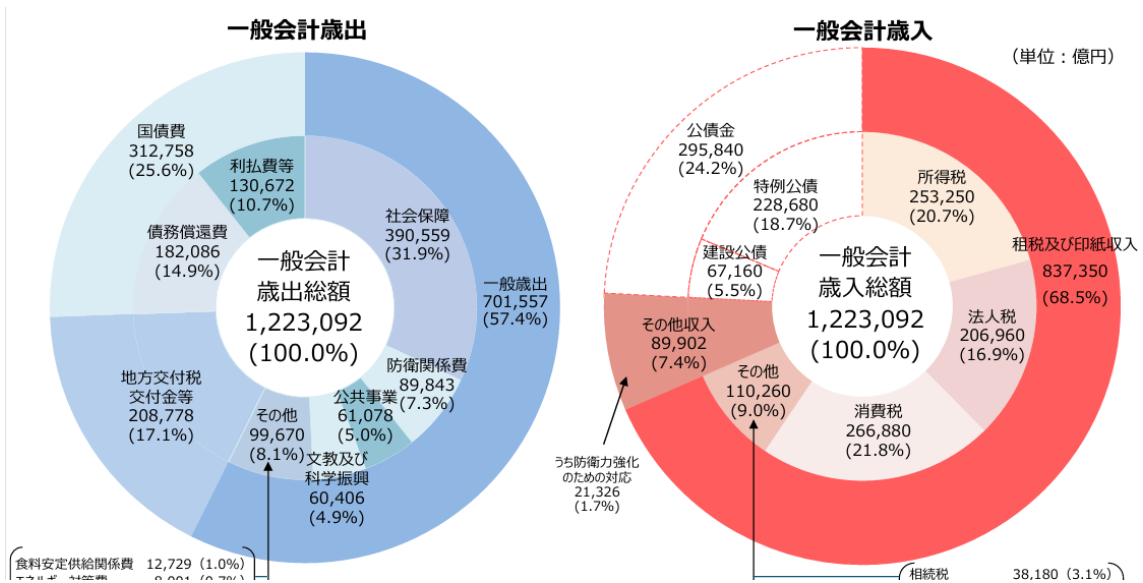
今国会において、令和 8 年度の税制改正法案が可決されました。税制は、国の税収や国民経済に影響を及ぼすばかりでなく、企業や個人の行動に影響を与えるものです。

今月は、令和 8 年度の税制改正についてご紹介します。

1, 令和 8 年度の国家予算と税制改正

(1) 一般会計予算

令和 8 年度の一般会計予算 122 兆円（歳入と歳出）は、次のとおりです。

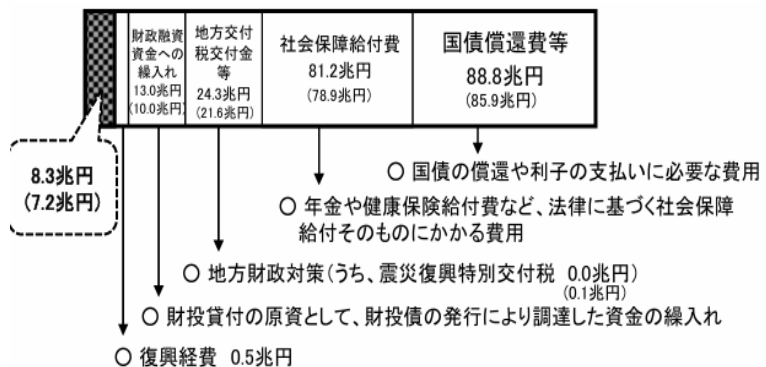


(2) 特別会計

令和 8 年度の特別会計純額予算 216 兆円は、次のとおりです。

①特別会計の総額

総額は 441 兆円ですが、国債の借換や会計間のやりとりを相殺すると純額は 216 兆円となります。



(3) 税制改正

様々な政策を実施するために必要な歳入を賄うために、毎年、税制は改正・創設されます。

令和8年の税制改正の趣旨は、主に次のものです。

- ①物価高から国民生活を保護するため、所得税の課税最低限を引上げる。
- ②強い経済の実現に向けた設備投資促進の税制措置の創設
- ③防衛力強化のための財源確保等

2. 所得課税の改正

(1) 所得税の課税最低限の引上

中低所得者の課税最低限を引上げ、所得税負担を軽減するための改正

①基礎控除額の引上げ

合計所得金額 2,350 万円以下の者に対し、所得区分に応じ 4 万円以上の引上。

②給与所得控除

給与収入 220 万円以下の者に対し、給与所得控除額の引上。

③所得控除の改正

所得判定基準の 4 万円引上げ

④適用時期（所得税）

イ、ひとり親控除の控除額の改正は、令和9年分以後の所得税について適用
ロ、その他の改正は、令和8年分以後の所得税について適用される

(2) こども NISA

次世代の資産形成の支援をするため、18 歳未満の向けのこども NISA の導入。

①対象・・・18 歳未満対象

②つみたて投資枠・・・年間投資 60 万円、非課税限度額 600 万円

高レバレッジ投資信託等の商品は対象から除く。

③こども NISA の払出

中途の払出は、非課税措置が適用されないが、家屋の損壊等一定の場合には、非課税での払出ができる。

④18 歳以上になる場合

こども NISA から、通常の NISA に自動的に移管される。

⑤適用時期・・・令和9年1月1日以降に開設された NISA 口座から適用

(3) 暗号資産

投資家保護のため、暗号資産から生じる所得について課税見直し。

①分離課税（20.315%）・・・対象となる暗号資産

暗号資産取引業者に対する、登録暗号資産等（特定暗号資産）の譲渡

②繰越控除・・・上記①の特定暗号資産の譲渡等により生じた損失金額が対象

3年間の繰越控除ができる。

③総合課税の対象となる暗号資産

上記①以外の暗号資産の譲渡は、総合課税の譲渡所得となるが、通常総合課税となり譲渡所得と取扱いが異なる。

④適用時期

金融商品取引法改正の施行日の属する年の翌年1月1日以後の譲渡等に適用。

(4) 同族会社以外の特定法人が発行した社債にかかる利子課税（総合課税対象）

①同族会社との間に法人を介在させ、社債利子の支払を受ける場合も総合課税

②同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（特定法人）が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合も同様

(5) 高額所得者への課税強化

①現行（令和7年分）

イ、対象・・・総合所得と分離課税所得との合計金額が3.3億円を超える者

ロ、追加課税・・・加算税額＝超過金額の22.5%－基準所得税額

②令和9年分

イ、対象・・・全ての所得が1.65億円を超える者

ロ、追加課税・・・加算税額＝超過金額の30%－基準所得税額

(6) ふるさと納税の見直し

①返礼品の原材料ルール変更（2026年10月）

原材料もその区域内で生産されたもの（100%）であることが必須となります。

②高所得者の控除上限設定（2026年度適用）

年収1億円以上の高額所得者は、控除上限額が193万円に設定されます。

(7) 青色申告特別控除の見直し

令和9年分から、青色申告特別控除がみなされます。

①75万円控除・・・特定の追加要件（優良な電子帳簿保存）を満たす場合に適用

②10万円控除・・・収入1000万円以下は簡易簿記、1000万円超は現金主義記帳

(8) 退職所得控除

令和8年分より、退職手当一時金を受ける場合、その前年以前9年以内に、DC一時金を受給している場合には、退職所得控除の計算上、勤続年数等の重複排除調整の対象とされます。DC一時金の「退職所得の受給に関する申告書」の保存期間が10年に延長されます。

3. 資産税課税の改正

(1) 貸付用不動産の評価方法の見直し

①対象物件

相続・贈与の開始前5年以内に、有償取得または新築された貸付用不動産。

②評価方法

原則、「通常取引価格（購入・建築価格）」を基準に、その80%相当額で評価。

③例外・・・課税上の弊害がない場合（時価と評価額に著しい乖離がない場合）

は、この特例評価は適用されない。

④適用開始: 令和9年1月1日以後の相続・贈与から適用。

(2) 特例承継計画等（事業承継税制）の提出期限の延長

令和9年12月末まで延長

4、法人税課税の改正

(1) 中小企業者の少額減価償却資産の損金算入

現行、30万円未満の減価償却資産が対象だが、これを40万円未満に引上

(2) 給与が増加した場合の税額控除制度

①従業員2000人超の法人は、令和8年3月31日に廃止

②従業員2000以下の法人は、令和9年3月31日に廃止

令和9年3月31日までに開始する事業年度に関し、適用要件等が強化される。

(3) 企業グループ間の取引に係る書類保存特例の創設

法人が関連者との間で特定取引（資産の譲渡、貸付、役務の提供）を行った場合、取引関連書類等（注文書、契約書、送り状、領収書、見積書、電磁的記録等）に加え、その取引に関する資産又は役務の提供明細、対価の額の計算明細等を作成し、取得し、保存しなければならない。

(4) 特定生産性向上設備等の投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトで、経産大臣が認定した特定生産性向上設備等を取得し、事業に供した場合には、特別償却（即時償却）または税額控除（7%、建物等は4%）ができる。

(5) その他

①研究開発税制、オープンイノベーション促進税制の見直し

②グループ通算制度における資産調整勘定対応金額の加算措置の見直し

③認定株式分配にかかる課税特例の見直し

④特定資産の買換えに係る期限延長と見直し、その他適用期限の延長・見直し

4、消費税課税の改正

(1) 小規模事業者の経過措置（インボイス2割特例）の見直し

①2割特例の終了と3割特例の新設

イ、2割特例は、今年9月30日の属する課税期間（個人は2026年分確定申告）で終了。

ロ、3割特例

- (イ) 対象・・・免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者。
 - (ロ) 内容・・・消費税の納付額を「売上税額の3割」とする。
 - (ハ) 適用期間・・・令和9年と令和10年
- ②インボイス発行事業者となった事業者の手続き
- イ、3割特例・・・事前届出不要、確定申告書への付記で適用可能。
 - ロ、簡易課税への移行・・・2割特例（または3割特例）の適用期間終了後、速やかに簡易課税を選択する届出
- (注) 期限が緩和される（特例適用終了後の最初の確定申告期限まで）。
- (2) 免税事業者からの課税仕入れにかかる税額控除の見直し
仕入税額控除割合が、2026年10月から80%から70%に縮小される。
- (3) 国境を越えた電子商取引に課税の見直し
- ①プラットフォーム課税の導入（第2種プラットフォーム事業者）
 - ②少額免税制度の廃止・見直し・・・1万円（税抜）以下の商品も、課税。

5. その他の改正

(1) 国際課税

- ①グローバル・ミニマム課税・・・日本国内で15%の最低課税
- ②子会社合算課税制度の見直し・・・対象範囲の適正化、租税負担割合の調整

(2) 防衛力強化税制

- ①防衛特別法人税の創設（4%）・・・令和8年4月1日以後に開始する事業年度
- ②防衛特別所得税・・・課税所得に1%の付加
- ③たばこ税の増税・・・1本3円、段階増税

(3) 源泉所得税

- ①通勤旅費の非課税限度額が引き上げられます。駐車料金（5千円限度）
- ②夜食の事業者負担額が300円から650円に引上げ
- ③事業者が負担する月額の記事支給額が3,500円から7,500円に引上げられます。

★事務所から★

令和8年度税制改正について、6月23日（火）ウイנק愛知にて、午後1時30分から税制改正セミナーを開催します。税制改正は、上記以外にも多くの改正事項があります。また、企業実務では対応が必須であり、また個人にとっても参考となるものです。ご多忙とは存じますが、多数の皆様へ、ご参加いただければ幸いです。

(公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)。